



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） 1
- 保安林の皆伐面積の限度（森林管理課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 2

公 告

- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課） 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 2

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 4

告 示

沖縄県告示第555号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年12月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 伊江村地内（ミースィ・唐小堀地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年11月15日から平成30年 3月 9日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第556号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成29年12月 1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の限度（ha）
単位区域名	保安林の種類	
沖 縄 北 部	水源かん養保安林	224.02
	土砂流出防備保安林	8.38
沖 縄 中 南 部	水源かん養保安林	33.32
	土砂流出防備保安林	0.96
八 重 山	水源かん養保安林	583.24
伊 是 名 村	干害防備保安林	1.10

久米島町	干害防備保安林	1.16
座間味村	干害防備保安林	6.48
恩納村	干害防備保安林	9.54
渡嘉敷村	干害防備保安林	2.50
宮古島市	干害防備保安林	8.02
合 計		878.72

沖縄県告示第557号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成25年沖縄県告示第616号で同意の認定をした石川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成29年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、全日本港湾労働組合沖縄地方本部執行委員長から争議行為を行う旨、平成29年11月20日次のとおり通知があった。

平成29年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 事件

- (1) 冬季一時金については、基本給の35割とし、平成29年12月15日までに支給すること。
- (2) 定年退職又は任意退職に伴う本採用の補充を行うこと。
- (3) 全日本港湾労働組合沖縄地方本部が取り組む労働者供給事業を受け入れ、協定を結ぶこと。

2 期間

- (1) 那覇 平成29年12月4日の始業時から48時間を経過したときまで
- (2) 八重山 平成29年12月5日の始業時から48時間を経過したときまで

3 場所 沖縄港運株式会社、株式会社オウ・ティ・ケイ、琉球港運株式会社、株式会社第一港運、琉球物流株式会社、沖縄第一倉庫株式会社、第一荷役運送株式会社、琉球物流運輸株式会社、株式会社東洋、株式会社沖縄急送、琉球倉庫運輸株式会社、マルエー物流株式会社、株式会社きょうはい、株式会社小禄運輸、沖縄セメント工業株式会社、株式会社沖縄コンクリート、一般社団法人全沖縄検数協会、琉球海運株式会社、八重山港運株式会社、美崎運輸株式会社及び石垣港運株式会社**4 概要** 組合員が稼働する全事業場において、ストライキを実施する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年12月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 (1) 処分をした年月日 平成29年10月31日

- (2) 商号名 株式会社丸石設備
- (3) 代表者名 石原清正
- (4) 所在地 浦添市西原三丁目4番14号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第1726号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成29年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成29年11月1日
(2) 商号名 川満総業
(3) 代表者名 川満学
(4) 所在地 石垣市字平得1083番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12875号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年9月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成29年11月1日
(2) 商号名 八島産業
(3) 代表者名 奥間政徳
(4) 所在地 沖縄市八重島二丁目3番19号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第8223号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年10月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成29年11月1日
(2) 商号名 名護工業
(3) 代表者名 名護勇一
(4) 所在地 うるま市字兼箇段1889番地7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12898号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年10月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成29年11月1日
(2) 商号名 金和建设
(3) 代表者名 金城健和
(4) 所在地 北谷町字砂辺91番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第11997号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年10月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成29年11月8日
(2) 商号名 赤嶺設備
(3) 代表者名 赤嶺盛男
(4) 所在地 豊見城市字与根212番地30
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第11481号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年10月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年11月8日
(2) 商号名 マエダ建設
(3) 代表者名 前田隆
(4) 所在地 宜野座村字松田2433番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第11847号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成29年10月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 平成29年11月8日
- (2) 商号名 株式会社中建設
- (3) 代表者名 中村恵三
- (4) 所在地 豊見城市字宜保282番地12
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第2805号、沖縄県知事 許可(特-28)第2805号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年10月27日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年11月8日
- (2) 商号名 株式会社ホクセイ
- (3) 代表者名 上原孝政
- (4) 所在地 金武町字金武7905番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11627号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年10月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年11月15日
- (2) 商号名 久場組
- (3) 代表者名 久場一徳
- (4) 所在地 読谷村字座喜味2717番地78
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第10561号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成29年10月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第12号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月1日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第11の2中「2.05」を「3.5」に、「1.55」を「3」に、「1.25」を「2.5」に、「1」を「2」に、「0.75」を「1.5」に、「0.5」を「1」に改める。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

<p>発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	--